三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由
四　追記情報
五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告
六　会計監査報告を作成した日
4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一　正当な理由による会計方針の変更
二　重要な偶発事象
三　重要な後発事象
第十三条（見出しを含む）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。
第十四条中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条の次に次の二条を加える。
（内部組織）
第十四条の二　基金に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として外務大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。
2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として外務大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。
（管理又は監督の地位）
第十四条の三　基金に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして外務大臣が定めるものとする。
第十五条中「第五条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、「第五条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。
附　則
（施行期日）
第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日から適用する。
（事業報告書の作成に係る経過措置）
第二条　この省令による改正後の独立行政法人国際交流基金に関する省令第十条の二第三項の規定は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○外務省・財務省令第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年外務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）
第一条の三　機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。
2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
一　機構の役員及び職員
二　機構の子法人（通則法第十九条第七項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人
三　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事、機構の子法人の監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　監事の監査の方法及びその内容
二　機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
三　機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
四　機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
六　監査報告を作成した日
（監事の調査の対象となる書類）
第一条の四　機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、機構法、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成二十年政令第二百五十八号。以下「施行令」という。）及び独立行政法人国際協力機構法施行令（平成十五年政令第四百九号）の規定に基づき主務大臣に提出する書類とする。
第三条中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改める。
第五条を次のとおり改める。
（業務実績等報告書）
第五条　機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況